

令和7年第1回（3月）

# 川口市議会定例会

一般議案

（議案第10号～議案第24号）

令和7年第1回（3月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第	10号	川口市立美術館運営審議会条例の一部を改正する条例……………	1
議案第	11号	工事請負契約の変更契約の締結について（川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設工事）……………	2
議案第	12号	工事請負契約の変更契約の締結について（北スポーツセンター及び神根西公民館ほか解体工事）……………	5
議案第	13号	財産の取得について（新庁舎2期棟備品（カウンター））……………	6
議案第	14号	財産の取得について（新庁舎2期棟備品（事務用チェア））…	7
議案第	15号	財産の取得について（新庁舎2期棟備品（事務用机））……………	8
議案第	16号	財産の取得について（新庁舎2期棟備品（収納棚））……………	9
議案第	17号	財産の取得について（新庁舎2期棟備品（パーティション））…	10
議案第	18号	財産の取得について（新庁舎2期棟備品（ミーティングチェア））……………	11
議案第	19号	財産の取得について（新庁舎2期棟備品（ロッカー））……………	12
議案第	20号	財産の取得について（新庁舎2期棟備品（ワゴン））……………	13
議案第	21号	専決処分の承認について（令和6年度川口市一般会計補正予算）……………	14
議案第	22号	専決処分の承認について（令和6年度川口市一般会計補正予算）……………	26
議案第	23号	専決処分の承認について（裁判上の和解について）……………	38
議案第	24号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立美術館）……………	40

議案第 10号

川口市立美術館運営審議会条例の一部を改正する条例

川口市立美術館運営審議会条例（令和6年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「7人」を「10人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、川口市立美術館運営審議会条例第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 11号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設工事  |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市川口3丁目1番地内  |
| 3 | 契 約 金 額 | 変更前 21,560,000,000円<br>変更後 21,955,593,000円  |
| 4 | 契約の相手方  | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号 ソニックシ<br>ティビル17階<br>フジタ・川口土建・新菱・グンエイ・浅倉・東光・佐野異業<br>種建設共同企業体 |

上記代表者

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号 ソニックシ  
ティビル17階

株式会社フジタ関東支店

支店長 茂 川 和 生

(1) 建築工事建設共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号 ソニッ  
クシティビル17階

フジタ・川口土建建築工事建設共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号 ソニッ  
クシティビル17階

株式会社フジタ関東支店

支店長 茂 川 和 生

埼玉県川口市本町4丁目11番6号  
川口土木建築工業株式会社  
代表取締役 古川元一

上記代表者  
株式会社フジタ関東支店  
支店長 茂川和生

(2) 設備工事建設共同企業体

埼玉県川口市川口3丁目2番 リプレ川口壺番街1-2  
06  
新菱・グンエイ・浅倉設備工事建設共同企業体

埼玉県川口市川口3丁目2番 リプレ川口壺番街1-2  
06  
新菱冷熱工業株式会社川口営業所  
所長 小川文弘

埼玉県川口市並木3丁目9番5号 JKHDビル2階  
株式会社グンエイ川口支店  
支店長 浦出信行

埼玉県川口市仲町18番5号  
株式会社浅倉水道  
代表取締役 佐々木 喬

上記代表者  
新菱冷熱工業株式会社川口営業所  
所長 小川文弘

(3) 電気工事建設共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番20号 大  
宮JPビルディング  
東光・佐野電気工事建設共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番20号 大  
宮JPビルディング  
東光電気工事株式会社北関東支社  
支社長 木 村 悟

埼玉県川口市差間3丁目22番11号  
佐野電機株式会社  
代表取締役 佐 野 雄一朗

上記代表者  
東光電気工事株式会社北関東支社  
支社長 木 村 悟

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 12号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 北スポーツセンター及び神根西公民館ほか解体工事
- 2 工 事 場 所 川口市大字道合390番地
- 3 契 約 金 額 変更前 727,526,800円  
変更後 751,707,000円
- 4 契約の相手方 埼玉県川口市弥平3丁目7番17号  
株式会社内山商事

代表取締役 中 林 和 彦

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 13号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 新庁舎2期棟備品（カウンター）
- 2 納入場所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市新井町27番14号  
株式会社文鳥堂  
代表取締役 佐々木 常 治
- 4 取得価格 54,674,400円

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 14号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 新庁舎2期棟備品（事務用チェア）
- 2 納入場所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市新井町27番14号  
株式会社文鳥堂  
代表取締役 佐々木 常 治
- 4 取得価格 73,417,080円

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 15号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 新庁舎2期棟備品（事務用机）
- 2 納入場所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市新井町27番14号  
株式会社文鳥堂  
代表取締役 佐々木 常 治
- 4 取得価格 137,432,900円

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 16号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 新庁舎2期棟備品（収納棚）
- 2 納入場所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市新井町27番14号  
株式会社文鳥堂  
代表取締役 佐々木 常 治
- 4 取得価格 111,563,100円

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 17号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 新庁舎2期棟備品（パーティション）
- 2 納入場所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市新井町27番14号  
株式会社文鳥堂  
代表取締役 佐々木 常 治
- 4 取得価格 61,351,400円

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 18号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 新庁舎2期棟備品（ミーティングチェア）
- 2 納入場所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市新井町27番14号  
株式会社文鳥堂  
代表取締役 佐々木 常 治
- 4 取得価格 34,635,040円

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 19号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 新庁舎2期棟備品（ロッカー）
- 2 納入場所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市小谷場461番地5  
有限会社栄  
代表取締役 奈良 栄一郎
- 4 取得価格 31,072,800円

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 20号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 新庁舎2期棟備品（ワゴン）
- 2 納入場所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市末広1丁目1番15号  
株式会社ヤマノビジネス  
代表取締役 山野 卓 弥
- 4 取得価格 63,277,500円

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 21号

専決処分の承認について

令和6年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和6年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年1月9日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和6年度川口市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度川口市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ831,406千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ268,877,166千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
21	繰越金	4,425,653	831,406	5,257,059
	1 繰越金	4,425,653	831,406	5,257,059
歳入合計		268,045,760	831,406	268,877,166

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		29,105,440	831,406	29,936,846
	2 清掃費	16,825,985	831,406	17,657,391
歳	出	合	計	
		268,045,760	831,406	268,877,166



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
21 繰越金	4,425,653	831,406	5,257,059
歳入合計	268,045,760	831,406	268,877,166

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	千円 29,105,440	千円 831,406	千円 29,936,846
歳 出 合 計	268,045,760	831,406	268,877,166

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	831,406
0	0	0	831,406

## 2 歳 入

### 2 1 款 繰越金      1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	4,425,653	831,406	5,257,059
計	4,425,653	831,406	5,257,059

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	831,406	前年度繰越金	831,406

2 1 款 繰越金

### 3 歳 出

#### 4 款 衛生費      2 項 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 収集業務費	1,917,686	70,446	1,988,132				70,446
7 環境センター費	5,323,744	760,960	6,084,704				760,960
計	16,825,985	831,406	17,657,391	0	0	0	831,406

(単位:千円)

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
8 旅費	846	普通旅費 846	一般事務費【収集業務課】 846
10 需用費	4,323	燃料費 4,323	車両経費 4,323
12 委託料	65,277	一般ごみ収集委託料 65,277	一般ごみ収集運搬事業 65,277
12 委託料	760,960	ごみ処分委託料 760,960	朝日環境センター緊急ごみ処理事業【資源循環課】 301,600 朝日環境センター緊急ごみ処理事業【環境施設課】 459,360

4 款 衛生費

議案第 22号

専決処分の承認について

令和6年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和6年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年1月15日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和6年度川口市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度川口市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269,537,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
21	繰越金	5,257,059	660,330	5,917,389
	1 繰越金	5,257,059	660,330	5,917,389
歳入合計		268,877,166	660,330	269,537,496

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		29,936,846	660,330	30,597,176
	2 清掃費	17,657,391	660,330	18,317,721
歳	出	合	計	
		268,877,166	660,330	269,537,496

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
4 衛 生 費	2 清 掃 費	朝日環境センタープラント運営費	660,330

千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
21 繰越金	5,257,059	660,330	5,917,389
歳入合計	268,877,166	660,330	269,537,496

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	千円 29,936,846	千円 660,330	千円 30,597,176
歳 出 合 計	268,877,166	660,330	269,537,496

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	660,330
0	0	0	660,330

## 2 歳 入

2 1 款 繰越金      1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	5,257,059	660,330	5,917,389
計	5,257,059	660,330	5,917,389

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	660,330	前年度繰越金	660,330

2 1 款 繰越金

### 3 歳 出

#### 4 款 衛生費      2 項 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 環境センター費	6,084,704	660,330	6,745,034				660,330
計	17,657,391	660,330	18,317,721	0	0	0	660,330

(単位:千円)

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
12 委託料	660,330	機械定期点検委託料 660,330	朝日環境センタープラント運営費【朝日環境センター】 660,330

4 款 衛生費

議案第 23号

専決処分の承認について

指名競争入札に係る損害賠償請求事件に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

指名競争入札に係る損害賠償請求事件に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年1月20日

川口市長 奥ノ木 信夫

## 裁判上の和解について

指名競争入札に係る損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

### 1 原告

川口市末広1丁目1番15号

株式会社ヤマノビジネス

代表取締役 山 野 卓 弥

### 2 被告

川口市

### 3 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として50万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和7年2月21日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、被告に対し、本日までに次の物品を譲渡済みであることを確認する。
  - ア 足踏み式消毒スタンド1リットル用 5台
  - イ スポットエアコン 1台
  - ウ スポットエアコン 2台
  - エ アクリルパーテーション 3台
  - オ 伸縮式消毒液スタンド（2台セット） 1セット
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と被告は、原告と被告の間には、第3項の物品の譲渡に伴うものも含め本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 24号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立美術館

2 指定管理者となる団体の名称

川口市栄町3丁目105番地15-2 3階

アートがつなぐ 川口の未来

代表者 株式会社21世紀文化芸術研究室

代表取締役 岡 村 睦 美

3 指定の期間

令和8年1月24日から令和13年3月31日まで

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫